

滝川市くらし応援商品券事業概要

商品券は令和8年1月20日時点で滝川市に住民登録のある世帯主に、額面総額25,000円（500円券×20枚：1冊・1,000円券×15枚：1冊）を3月2日から日本郵便㈱より配付予定です。

1. 使用期間 令和8年3月2日（月）～令和8年8月31日（月） 約6ヶ月間
2. 用途 食料品・衣料品・家具・家電等物販、タクシー、理美容、レストラン・居酒屋等飲食店のほか家の修繕など日々の暮らしに係るお支払いに利用
3. 参加資格 滝川市内に店舗又は事務所を有する事業所
 - ・滝川商工会議所会員・江部乙商工会会員・滝川市商店街振興組合連合会会員
 - ・実行委員会が認めた事業所
4. 参加条件
 - ・滝川市くらし応援商品券は、現金と同様に扱い、割引商品にも使用できる。
 - ・換金の際、所定の手数料を支払う。
 - ・各店独自等のポイント加算は参加店の自由とする。
 - ・参加店自らの事業上の取引には使用できない。（商品仕入れなど）
 - ・売掛金等の入金には使用できない。
 - ・参加店は、店頭に「参加店ポスター」を掲示する。
 - ・利用者から受け取った商品券には、事業所印を押印する。
 - ・他事業所の押印のある商品券は受け取りを拒否する。
 - ・偽造等の不正使用の疑いがあるときは、受け取りを拒否するとともに速やかに実行委員会事務局に申し出る。
 - ・たばこ、印紙・切手・プリペイドカード・金券等の換金性の高いもの、国・地方公共団体への支払いには使用できない。
 - ・譲渡、売買、再利用は禁止する。
 - ・参加店が自らの世帯に配付された商品券の直接換金は禁止する。
5. 換金手数料

①滝川商工会議所、江部乙商工会、滝川市商店街振興組合連合会会員	・・・	無料
②上記団体の非会員で、資本金1千万円以下の事業所	2.0%
③上記団体の非会員で、資本金1千万円超の事業所	5.0%
6. 換金場所 滝川商工会議所、江部乙商工会
7. 換金期間 令和8年4月2日（木）～令和8年9月30日（水） 約6ヶ月間
*土・日・祝日等を除く9時から15時（ただし12時から13時を除く）
8. 申込方法 「参加申込書」に必要事項を記入の上、滝川商工会議所、又は江部乙商工会に提出。（引き続き参加店として登録していただける場合は、手続き等は不要です）
9. 申込期日 令和8年2月3日（火）（第1次締切り）
10. その他 上記以外ご不明な点は、滝川商工会議所ホームページ内の「滝川市くらし応援商品券事業参加店募集・換金に関する規約」をご覧下さい。